

5月の日朝合意に基づく我が国の対北朝鮮措置の一部解除

平成26年7月4日

内閣官房 外務省 法務省

国土交通省 財務省 経済産業省

1. 人的往来の規制措置の解除

- ・北朝鮮籍者の入国の原則禁止措置、在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止措置、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請措置等を解除。
- ・北朝鮮籍者の入国は、入国申請があった場合、個別具体的に適切に審査（安保理決議指定個人の入国は、引き続き認めない。）

2. 支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置の解除

- ・北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人又は主たる事務所を有する法人その他の団体に対する支払について、報告を要する金額（下限額）を現行の300万円超から3000万円超に戻す。
- ・北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する金額（下限額）を現行の10万円超から100万円超に戻す。

3. 人道目的の北朝鮮籍船舶の入港

- ・人道物資輸送のために北朝鮮籍船舶が我が国に入港する場合を、特定船舶入港禁止特別措置法第6条1項に規定する入港禁止の例外となる「特別の事情」に該当する場合であると閣議決定。
- ・入港する船舶への積込みが許されるのは、北朝鮮内にある者が個人で使用する人道物資のみ（食料、医療品、衣料等）。（輸出全面禁止措置は維持。）
- ・入港が認められる場合も、原則として、事前に認められた人道物資の積込み以外の活動（乗員の乗下船、物資の取卸し等）は認めない。貨物検査法や船舶の入港に関する関係法令及び手続は通常どおり適用される。

【参考】特定船舶入港禁止特別措置法

- 第六条 第三条第一項又は第三項の閣議決定があったときは、当該閣議決定で定める特定船舶の船長（船長がその職務を行うことができない場合においては、船長に代わってその職務を行う者。以下同じ。）は、当該特定船舶に係る入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、当該入港禁止の期間が開始された際現に当該閣議決定で定める特定船舶が本邦の港に入港している場合においては、当該特定船舶の船長は、当該閣議決定で定める期日までに、当該特定船舶を本邦の港から出港させなければならない。ただし、遭難又は人道上の配慮をすることが必要であることその他のやむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の特別の事情は、閣議において、決定する。この場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、その内容を告示しなければならない。

【参考】現行の北朝鮮籍船舶入港禁止措置及び北朝鮮への輸出全面禁止措置

- ・特定船舶入港禁止特別措置法第3条1項に基づき、平成18年10月の閣議決定により、すべての北朝鮮籍船舶は入港禁止。
- ・外為法に基づき、平成21年6月の閣議決定により、人道目的等に該当するものを除き、北朝鮮に向けたすべての輸出を禁止。

(了)